

DRAFT®



2020年6月11日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役社長 山下 泰樹
(コード番号 5070 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 荒浪 昌彦
(TEL 03-5412-1001)

(訂正) 招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第12回定時株主総会招集ご通知」の一部に訂正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は二重下線で表示しております。

記

【訂正箇所1】

招集ご通知2頁「新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ」

<訂正前>

(省略)

本株主総会へのご出席にあたっては、会場管理者が当日の体調に関するアンケート調査及び検温による事前確認を行わせていただきます。(省略)

<訂正後>

(省略)

本株主総会へのご出席にあたっては、会場管理者が当日の体調に関するアンケート調査及び検温による事前確認を行わせていただきます。(省略)

【訂正箇所2】

招集ご通知 30 頁から 31 頁「第 2 号議案 定款一部変更の件」

2. 変更の内容

<訂正前>

※下線部分は現行定款からの変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 8 章 附 則</u>
(新設)	<p>(<u>第13期事業年度</u>)</p> <p><u>第46条</u> 第43条の規定にかかわらず、<u>第13期の事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間とする。</u></p>
(新設)	<p>(<u>第13期の中間配当の基準日</u>)</p> <p><u>第47条</u> 第45条の規定にかかわらず、<u>第13期の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。</u></p>
(新設)	<p>(<u>附則の有効期限</u>)</p> <p><u>第48条</u> 第46条から本条までの規定は、<u>第13期の事業年度経過をもって削除する。</u></p>

<訂正後>

※下線部分は現行定款からの変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によつて、 <u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によつて、 <u>毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第8章 附 則</u>
(新設)	<u>(第13期事業年度)</u> <u>第47条 第43条の規定にかかわらず、第13期の事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間とする。</u>
(新設)	<u>(第13期の中間配当の基準日)</u> <u>第48条 第45条の規定にかかわらず、第13期の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。</u>
(新設)	<u>(附則の有効期限)</u> <u>第49条 第46条から本条までの規定は、第13期の事業年度経過をもって削除する。</u>

以 上